

西淀川 | 区長 様

2024 年 11 月 7 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎  
同 大阪市内ブロック  
代表 中居 多津子

(事務局)

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労会館

Tel06-6351-8662 FAX06-63570846

メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

## 2024 年度大阪市 24 区キャラバン行動要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、コロナ禍及び物価高のもとで、大阪市民の生活はますます窮地に陥っています。

今年度も大阪市 24 区キャラバンを実施させていただきたく要望書を提出させていただきます。ご回答は 1 か月後をめどにメールでお送っていただき、懇談日程は 12 月～1 月中でお願いいたします。

要望書データが必要な場合は、「要望書データ希望」とお書き頂きメールをお願いいたします。

なお、今回の懇談につきましても、区役所のみなさまのご苦勞や要望等の声をお聞きし、真摯に受け止め、国、大阪府に届けることを主目的として実施したいと考えております。大変困難な中ではございますが、ぜひよろしくお願いいたします。

### 【要望内容】

#### 1. 介護保険について

- ①介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
- ②介護保険料の滞納者・未納者については、無理な取り立てや滞納処分をせず、換価の猶予など理解と納得を得た対応を行うこと。
- ③介護保険料の内訳別減免者数を明らかにし、チラシを決定通知書に同封したり、広報紙に掲載するなど、制度を広く告知し、活用すること。
- ④介護認定は法令通り一か月以内に速やかに認定出来るよう必要な措置を講ずること。また、がん患者など「緊急を要する者」については、迅速に認定するよう催促すること。
- ⑤訪問型サービス(生活援助)が、幅広く利用できるよう地域包括支援センターと連携して改善すること。
- ⑥虐待・孤立・近隣とのトラブル・サービス拒否等の「支援困難者」の支援については、サービス利用者任

せにせず、区役所と地域包括支援センターが連携してケアマネジメントを行うこと。

- ⑦高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるように、「老人憩いの家」が活用されるように、財政や人的支援の施策を行うこと。

## 2. 医療について

- ①コロナやインフルエンザなどの感染症については、区民の要望や声に丁寧に対応すること。
- ③無料低額診療医療制度を広く啓発し、利用をはかること。
- ④保健師の仕事で、苦労や努力されていることを区民に広く知らせ、要支援者への施策を充実することを

## 3. 国民健康保険について

- ①国保料の滞納者や納入困難者への相談は、「支払い可能な」優しい対応をおこなうこと。
- ②滞納者については、給与などの差し押さえは極力避けて、「滞納処分の停止」などの処置を躊躇することなく活用すること。また、換価の猶予、納税の猶予を活用すること。
- ③一区役所窓口でもポスターを貼るなど一部負担金減免制度の広報を行い、区民が制度をまず知り、丁寧な説明のもと実際に活用できるようにすること。

## 4. 健康診断について

- ① 特定健診については統一国保となった現時点では他自治体並みに受診率40%とするよう様々なこれまでとはちがう努力を行うこと。制度内容を充実させるよう本庁に強く要請すること。他自治体が行っているようにポイントやクーポンなどインセンティブを付与し無理なく受診できるようにすること。
- ② 市民健診であるガン検診は低所得者・年金生活者・非正規労働者等の生活困難な市民が受ける検診であることから、費用負担をゼロにし、受診者にはお米券やポイントなどを付与すること。個別受診推奨者数と受診者数を明らかにすること。
- ③ 生活保護利用者での「受診票」を申請制でなく速やかに送付し受診しやすくすること。
- ④ 乳幼児健診の未受診児童については、根気よくゼロになるよう努力すること。

## 5. 生活保護について

- ①受付面接員およびケースワーカーの研修を行い、生活保護手帳・問答集の内容から著しく逸脱した言動を行わないこと。窓口で「水際作戦」でパワハラ、セクハラ発言で、申請を思い留まらせるような言動は行わないこと。
- (例)長時間待たせる、若いんだから身体を使って働け、家や保育所を探して来い、貯金が5万円以下になってから出直せ、離婚していないと申請できない、扶養照会は絶対条件、住民票がないと申請できない、書類が揃わないと申請できないなどの言動。また若い受給者にタメ口で話したり一方的に叱り飛ばしたりするなど。(実際に申請者および受給者が受けた言動です)

- ②窓口では、懇切丁寧に聞き取り、要領よく説明し、面談記録を他の相談員にも共有するなど、気持ちよい対応をすること。
- ③ 意味のない「扶養照会」を強要しないこと。廃止を具申すること。
- ④貸付「つなぎ資金」は速やかに認可すること。CW(ケースワーカー)の対応の仕方が悪い例があります。区役所でも、研修や指導を徹底すること。
- ④ シングルマザー宅への訪問は必ず女性ケースワーカーが同行すること。
- ⑤ 医療券については他自治体が行っているように受給者が区役所に取りにいかずともケースワーカーから医療機関に連絡し医療券を送っておくこと。
- ⑦生活保護手帳に基づき、鍼灸における4km以上の往療料算定を認めること。
- ⑦「生活保護は権利です」のチラシやポスターを作成して活用すること。

## 6. 保育、教育について

- ①2023年度および2023年度直近の認可保育所への年齢別定員数と応募者数、利用保留児童数と内訳別数を明らかにし、保留児童解消の具体的な対策を提示すること。

## 7. 民間団体が実施する生活支援について

- ① 生活困窮者に対するフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、会場の無償提供および会場費補助やチラシ配架などの支援を行うこと。

## 8. 災害対策について

- ①避難所の開設の情報、停電時の支援、要支援者の安否確認など、地域での救援・救助活動がスムーズに出来るように、指示し、援助すること。
- ②各区の避難所数と飲食・毛布備蓄数、避難所利用予想数、避難所の洋式トイレ率、要避難支援者数と対策、生活弱者・障がい者への支援策、マンション居住者対策、津波対策、福祉避難所数などの避難計画を明示すること。

## 9. 区民施策について

- ① 市営住宅の総戸数、空き家戸数、政策空き家数、昨年1年間の募集戸数と応募者数を明らかにすること。
- ② 区内の全老人憩いの家の運営状況(運営団体・運営費・規約・費用等)を明らかにし区民が使いやすいものとする